

土地改良事業団体連合会の設立について（昭和33年 1月13日付け33地局第166号農林省農地局長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

| 改正後 | 現行（最終改正：平成13年 1月 5日付け12構改 A 第961号農林水産省構造改善局長通知） |
|---|--|
| <p>別添</p> <p style="text-align: center;">県土地改良事業団体連合会定款例</p> <p>（経費の賦課）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この会は、毎事業年度、土地改良施設維持管理適正化事業に要する経費に充てるため、一定の会員から、一定額の特別賦課金を徴収する。</p> <p>4（略）</p> <p>（総会の議決事項）</p> <p>第36条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 毎事業年度の事業報告書、<u>貸借対照表</u>、<u>収支決算書</u>及び<u>財産目録の承認</u></p> <p>(5)・(6)（略）</p> <p>（電磁的方法）</p> <p>第45条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、<u>規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。</u></p> <p><u>2 この定款の規定により、作成又は保存を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。</u></p> | <p>別添</p> <p style="text-align: center;">県土地改良事業団体連合会定款例</p> <p>（経費の賦課）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この会は、毎事業年度、土地改良施設維持管理適正化事業及び<u>基幹水利施設技術管理強化特別指導事業</u>に要する経費に充てるため、一定の会員から、一定額の特別賦課金を徴収する。</p> <p>4（略）</p> <p>（総会の議決事項）</p> <p>第36条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 毎事業年度の事業報告書、<u>収支決算書</u>及び<u>財産目録の承認</u></p> <p>(5)・(6)（略）</p> <p>（新設）</p> |

(実施に関する規約)

第46条 (略)

(実施に関する規約)

第45条 (略)